

## 秦野市健康増進計画（健康はだの21）第5期骨子（案）

## 1 計画の概要

## (1) 改定の目的

市健康増進計画「健康はだの21」は、平成14年（2002年）に策定し、現在、第4期計画として、「健康寿命の延伸」「壮年期死亡の減少」「生活の質（QOL）の向上」を実現させるため、3つの基本の方向性と9つの取組分野に基づいた健康づくりを進めています。

第5期計画では、今までの施策を継続するとともに、①市民一人ひとりが取り組む健康づくりの展開、②より実効性をもつ取組の推進を行うよう、PDCAサイクルに基づく事業評価を実施しながら、計画を効果的に推進する体制を強化していきます。

## (2) 計画の期間

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間

## (3) 計画の特徴

ア 社会とのつながり・こころの健康の維持・向上を図るため、人とのコミュニケーションを重視しつつ、分野別にPDCAサイクルに基づく事業評価を実施します。

イ 生活習慣の改善に加え、がん・生活習慣病の発症予防及び重症化予防に関する取組みを継続するとともに、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）、やせ、メンタル面の不調等の予防等、生活機能の維持・向上の観点から踏まえた取組を推進する。

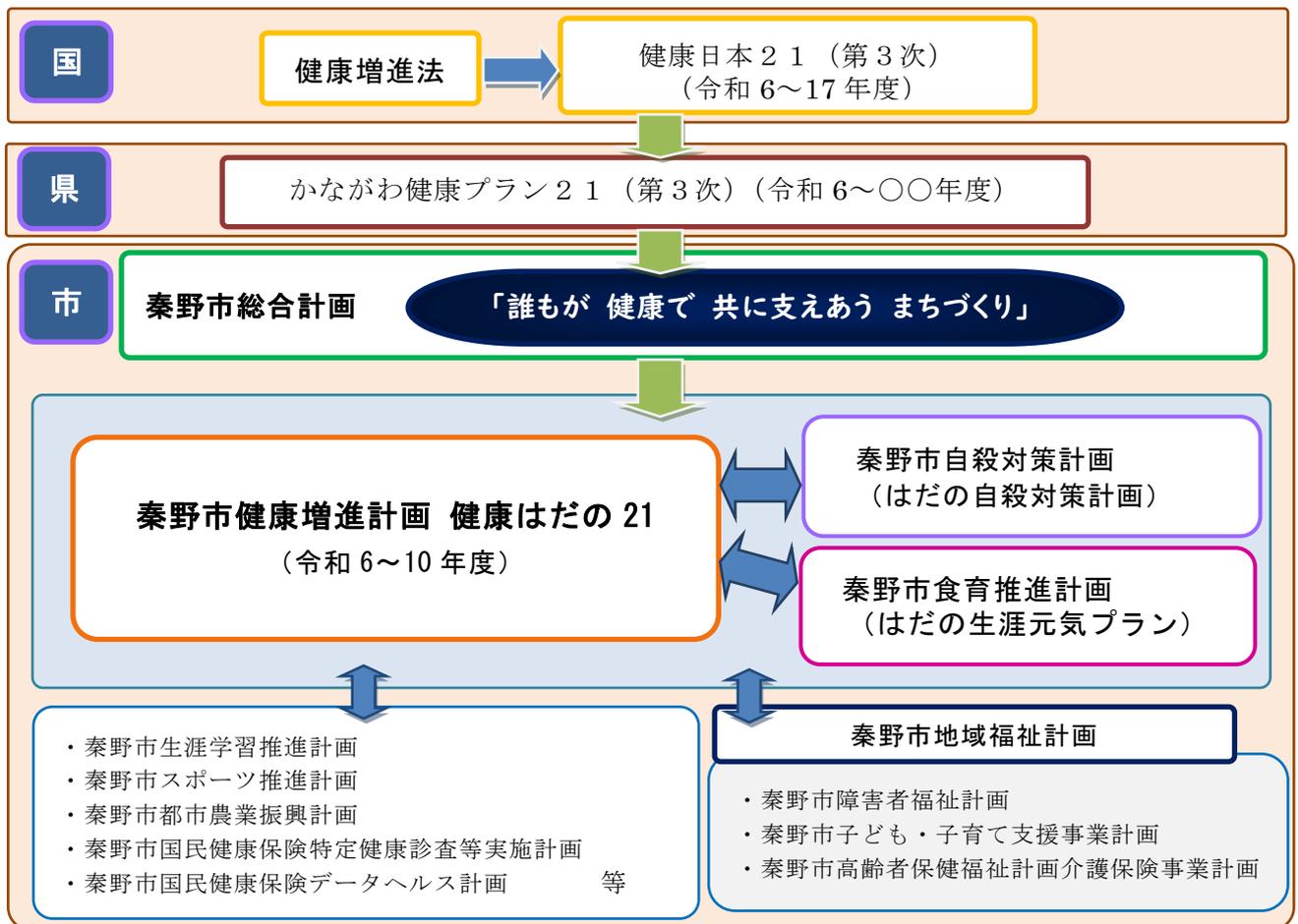
ウ 社会が多様化することや、人生100年時代の到来を踏まえ、5つのライフステージ毎の、特有の健康づくりについて取組を行います。

（5つのライフステージ）乳幼児期（0～5歳）、学齢期（6～19歳）、青年期（20～39歳）、壮年期（40～64歳）、高齢期（65歳以上）

（ライフコースアプローチ）女性

## 2 計画の位置付け

「健康はだの21」は、健康増進法第8条第2項に規定される市町村健康増進計画として、国の「健康日本21（第2次）」や県の「かながわ健康プラン21（第2次）」の趣旨を踏まえ、秦野市総合計画や市の関連計画との整合性を図りながら、市民の主体的な健康づくりを推進するための計画とします。



### 3 計画の基本理念

本市総合計画基本目標の一つである『誰もが健康で共に支えあうまちづくり』の実現に向けて、市民一人ひとりが生涯を通じて、人とのコミュニケーションを大切にしながら、健康でいきいき暮らせる「水とみどりに生まれ誰もが輝く暮らしよい都市」秦野を市民との協働でつくることを基本理念に、健康なまちづくりを総合的に推進していきます。

### 4 第5期計画の構成

#### (1) 構成

- ア 策定にあたって（策定の趣旨・計画の位置付け・計画の期間・第4期計画の体系・評価）
- イ 本市の現状（人口・出生・死亡・疾病・医療費等の状、健診・がん検診の受診状況、健康状況アンケート結果）
- ウ 計画の考え方（基本理念、体系図、推進体制）
- エ 取組分野別の具体的な取組（5つのライフステージ別行動目標を追加、評価指標及び目標値一覧）
- オ 資料編（令和4年度秦野市健康状況アンケート調査結果、評価指標一覧、策定までの経過、協議会設置要綱、検討委員会規則）

#### (2) 第5期の骨子の考え方

第4期計画の基本の方向性を踏襲し、基本の方向性1「健康を支援する環境整備」では、人と人とのつながりを大切にした健康づくりを推進していきます。また、基本の方向性

2「健康の維持向上のための生活習慣の改善と個人の行動変容」として、運動・食事・  
 ころ・喫煙（依存症）対策・歯科保健・感染症予防を加えた、6つの取組分野に分  
 けて推進します。さらに、基本の方向性3「生活習慣病の発症予防と重症化予防」で  
 は、本市国民健康保険疾病別医療費割合上位にある慢性腎不全（人工透析あり）や糖  
 尿病への対策を行うため、健診・がん検診と合わせて生活習慣病予防を推進します。

| 第5期                                     |                           |
|---|---------------------------|
| 基本方針                                    | 基本施策                      |
| 1 健康を支援する環境整備                           | 1-① 市民や企業、関係団体等と協働した環境づくり |
| 2 健康の維持向上のための生活習慣の改善と個人の行動変容（疾病予防と健康増進） | 2-① 栄養・食生活                |
|   | 2-② 身体活動・運動<br>※「熱中症対策」含む |
|   | 2-③ こころの健康・休養             |
|   | 2-④ 依存（喫煙・飲酒）             |
|   | 2-⑤ 歯・口腔                  |
|   | 2-⑥ 感染症予防                 |
| 3 生活習慣病の発症予防と重症化予防                      | 3-① 健診・がん検診               |
|   | 3-② 生活習慣病                 |

※誰ひとり取り残さない健康づくり（女性と子どもが住みやすいまちづくり）

※付録「がんとともに生きる」

: 重点項目

## 5 計画の推進と評価

### (1) 健康増進計画事業推進協議会

関係各課、関係機関、健康増進に関する市民団体等で組織する当協議会を設置し、市民や関係機関と連携しながら計画を推進します。

### (2) 健康増進計画検討委員会

健康増進及び保健衛生に関する学識経験者、関係機関等で組織する当委員会を秦野市附属機関として設置し、専門的見地から計画の推進状況や効果を評価します。その結果を健康増進計画事業推進協議会にフィードバックすることで、より実効性のある計画とします。